

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する

法律案（閣法第七九号）（先議）要旨

本法律案は、不動産取引の円滑化と適正な地価の形成を図るため、地価公示の対象区域の拡大、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の行う業務の適正な遂行を確保するための規定の整備、不動産鑑定士の資格取得制度の簡素合理化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地価公示法の一部を次のように改正する。

都市計画区域内に加え、都市計画区域外の土地取引が相当程度見込まれる区域においても地価公示を行うものとする。

二、不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

1 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、不動産の鑑定評価を行うほか、それぞれその名称を用いて、不動産の客観的価値に作用する諸要因に関して調査若しくは分析を行い、又は不動産の利用、取引若しくは投資に関する相談に応じることを業とすることができるものとする。

2 不動産鑑定士試験を短答式及び論文式による一回二段階に簡素合理化し、試験に合格した者であつて、国土交通大臣の登録を受けた実務修習機関が行う実務修習を修了し、国土交通大臣の確認を受けた者は、不動産鑑定士となる資格を有するものとする。

これに伴い、不動産鑑定士補の資格制度を廃止する。

三、この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、二の二の改正は平成十八年二月一日から施行する。